

鹿屋体育大学学生の修学・学生生活指導に関する規則

	[平成 9 年 1 1 月 2 7 日]
	規 則 第 2 号]
改正	平成 1 3 年 3 月 2 9 日
	規 則 第 1 2 号
	平成 1 6 年 4 月 1 日
	規 則 第 3 6 号
	平成 1 9 年 3 月 2 2 日
	規 則 第 2 1 号
	平成 2 3 年 3 月 1 4 日
	規 則 第 1 5 号
	平成 2 4 年 6 月 4 日
	規 則 第 1 2 号
	平成 2 7 年 3 月 1 8 日
	規 則 第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における学生の修学・学生生活に関する指導・助言の制度について定める。

(クラス編成)

第 2 条 各年次別にクラスを編成する。

- 2 1 年次生及び 2 年次生については、前項のクラスの中に小クラスを設ける。
- 3 3 年次以上の学生については、専攻したゼミナールⅡ、Ⅲを担当する教員ごとに小クラスを編成する。ただし、ゼミナールⅡ、Ⅲを受講していない学生については、別に小クラスを編成する。
- 4 別に小クラスに編成された学生のうち、ゼミナールⅡ、Ⅲを受講できるようになった者については、前項本文の規定を適用する。

(修学・学生生活指導教員)

第 3 条 学生の修学・学生生活に関する事項について、学生に指導・助言を行うため、各小クラスに修学・学生生活指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

- 2 指導教員は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教（保健管理センターの業務を兼務している教員を除く。）とする。
- 3 指導教員は、学生委員会の議を経て学長が指名する。ただし、3 年次以上の学生を担当する指導教員は、当該ゼミナールⅡ、Ⅲ担当教員をもって充てる。
- 4 指導教員は、一人当たり 1 0 人程度の学生を担当するものとする。ただし、3 年次以上の学生を担当する指導教員については、この限りでない。

(担当期間)

第 4 条 1 年次生及び 2 年次生を担当する指導教員の担当の期間は、担当学生の 2 年次終了まで、ゼミナールⅡ、Ⅲを専攻した 3 年次以上の学生を担当する指導教員の担当の期間は、担当学生の卒業までとする。ただし、指導教員に欠員が生じた場合の後任の指導教員の担当の期間は、前任者の残任期間とする。

(支援体制)

第 5 条 指導教員は、学生に指導・助言を行うにあたり、必要に応じて保健管理センター、教務課又は学生課に相談することができる。

(連絡員)

第6条 指導教員は、担当学生の中から連絡員1名を選び、指導教員と担当学生の連絡事務等を行わせることができる。

(懇談会)

第7条 指導教員は、担当学生と定期的に懇談会を開催するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の修学・学生生活の指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学クラス制に関する申し合わせ（昭和60年6月19日制定）は、廃止する。

附 則（平13.3.29規則第12号）

この規則は、平成13年3月29日から施行する。

附 則（平16.4.1規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.22規則第21号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.14規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.6.4規則第12号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平27.3.18規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。